

公的年金からの特別徴収制度の見直しについてのお知らせです。

資料①

- ◇ 公的年金からの特別徴収制度の見直しが行われ、平成28年10月以降に実施する特別徴収より、下記のとおり制度が改正されます。

(1) 仮特別徴収税額の算定方法の見直し

年間の公的年金からの特別徴収税額の平準化を図るため、仮特別徴収税額（4・6・8月分）を、前年度分の公的年金等の所得にかかる個人住民税の2分の1に相当する額とします。

改正前（～平成28年8月分まで）	改正後（平成28年10月分～）
仮特別徴収税額（4・6・8月の額） ＝ 前年度の本徴収税額÷3	仮特別徴収税額（4・6・8月の額） ＝ （前年度の年税額×2分の1）÷3
本特別徴収税額（10・12・2月の額） ＝ （年税額－仮特別徴収税額）÷3	本特別徴収税額（10・12・2月の額） ＝ （年税額－仮特別徴収税額）÷3

例：個人住民税の年税額が60,000円の場合

改正前

年度	年税額	仮特別徴収税額			本特別徴収税額		
		4月	6月	8月	10月	12月	2月
N	60,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
N+1	36,000	10,000	10,000	10,000	2,000	2,000	2,000
N+2	60,000	2,000	2,000	2,000	18,000	18,000	18,000
N+3	60,000	18,000	18,000	18,000	2,000	2,000	2,000

※ ある年度分の税額が、医療費控除等の申告で下がった場合、一度生じた不均衡が平準化しない。



改正後

年度	年税額	仮特別徴収税額			本特別徴収税額		
		4月	6月	8月	10月	12月	2月
N	60,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
N+1	36,000	10,000	10,000	10,000	2,000	2,000	2,000
N+2	60,000	6,000	6,000	6,000	14,000	14,000	14,000
N+3	60,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000

※ 年税額が2年連続で同額の場合、平準化される。

(2) 他市町村へ転出、または税額変更があった場合の公的年金からの特別徴収の継続

今まで、公的年金からの特別徴収対象者が賦課期日後に他市町村へ転出した場合や公的年金等にかかる税額に変更があった場合は、特別徴収を停止し、普通徴収へ切り替えていましたが、一定の要件に当てはまる場合、特別徴収を継続します。